

新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン 新旧対照表

(下線部は改定箇所)

旧	新
<p>1. はじめに</p> <p>本ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）は、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 5 月 25 日変更、以下「政府対処方針」という。）や新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の『新しい生活様式』の実践例等を踏まえ、<u>緊急事態宣言解除以降において、各協会がお客さま及び従業員等の感染防止に努めつつ、業務を継続するための考え方・例示等を整理したものである。</u></p> <p>（以下、省略）</p> <p>2. (1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 職場（営業店等）における感染予防対策</p> <p>①時差出勤、ローテーション勤務、テレワーク等を積極的に推進する。</p> <p>②会議・講演会・イベント等を主催する際は、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性、規模等を十分に検討する。なお、参加人数や収容率等についての各都道府県の要請に従うこと。</p>	<p>1. はじめに</p> <p>本ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）は、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「政府対処方針」という。）や新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の『新しい生活様式』の実践例等を踏まえ、各協会がお客さま及び従業員等の感染防止に努めつつ、業務を継続するための考え方・例示等を整理したものである。</p> <p>（以下、省略）</p> <p>2. (1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 職場（営業店等）における感染予防対策</p> <p>①時差出勤、ローテーション勤務、テレワーク等を積極的に推進する。<u>なお、テレワーク等の実施状況を自社のホームページ上で可能な範囲で公表する。</u></p> <p>②会議・講演会・イベント等を主催する際は、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性、規模、<u>感染者発生時の対応等</u>を十分に検討する。なお、参加人数や収容率等についての各都道府県の要請に従うこ</p>

③（省略）

<具体的な予防策の例>

（新設）

✓職場（営業店等）内の換気（二方向の窓を同時に空ける等）に努めるほか、お客さまや従業員等が頻繁に触れる部位（ドアノブ、手すり、エレベーターのボタン等）の消毒の実施。

（新設）

✓お客さまにもマスク着用の協力をお願いするほか、お客さま同士が適度な間隔（できるだけ2m、最低1m）を保つことができるよう必要に応じて入店する人数を調整する。

✓従業員等とお客さまが対面する場所等については、アクリル板・透明ビニールカーテン等（注）による仕切りを設ける。なお、従業員等は上記（2）④のとおりマスクの着用を徹底するほか、必要に応じてフェイスシールドの着用も検討する。

と。

③（省略）

<具体的な予防策の例>

✓会議・講演会・イベント等の開催時は、参加者への検温を行い、健康状態、海外渡航歴を確認し、有症状者の参加を着実に防止する具体的な措置を講じる（検温等を行い症状がある場合にはイベントへの参加を断る旨を事前周知する、払い戻しルールを規定する等）とともに、感染者が発生した場合の情報共有・連絡体制を構築する（主催者等との連絡及び保健所、参加者、事務局及びその他関係機関への報告のための専用窓口を設置する等）。

✓職場（営業店等）内の換気（二方向の窓を同時に空ける等）に努めるほか、お客さまや従業員等が頻繁に触れる部位（ドアノブ、手すり、エレベーターのボタン等）の消毒の実施。

✓窓口業務などの対面の業務を継続するに際しては、予約制の導入等、十分な感染対策に努めつつ、顧客の要望を踏まえた対応を実施する。

✓お客さまにもマスク着用の協力をお願いするほか、お客さま同士が適度な間隔（できるだけ2m、最低1m）を保つことができるよう必要に応じて入店する人数を調整する。

✓従業員等とお客さまが対面する場所等については、アクリル板・透明ビニールカーテン等（注）による仕切りを設ける。なお、従業員等は上記（2）④のとおりマスクの着用を徹底するほか、必要に応じてフェイスシールドの着用も検討する。

(注) 透明ビニールカーテン等に使用するシートについては、消防庁からポリ塩化ビニール製やポリカーボネート製の比較的燃えにくい素材を用いるよう注意喚起がなされていることに留意。なお、防災製品と認定された製品等には、(公財)日本防災協会の防災製品ラベルが貼付されている。

④ (省略)

(4) (省略)

3. (省略)

以 上

(参考資料1) (省略) 「新しい生活様式」の実践例 (2020年5月4日付)

(参考資料2) (省略)

(参考資料3) (省略)

(注) 透明ビニールカーテン等に使用するシートについては、消防庁からポリ塩化ビニール製やポリカーボネート製の比較的燃えにくい素材を用いるよう注意喚起がなされていることに留意。なお、防災製品と認定された製品等には、(公財)日本防災協会の防災製品ラベルが貼付されている。

④ (省略)

(4) (省略)

3. (省略)

以 上

(参考資料1) (省略) 「新しい生活様式」の実践例 (2020年6月19日付)

(参考資料2) (省略)

(参考資料3) (省略)